

質問	回答
学費60万円のうち、2/3を貸与40万円、1/3を給付20万円とした場合、補助金は20万円か。それとも66,666円か。	20万円となります。
入学準備金はテキスト代や実習服代として使用してもよいか。若しくは内容は問わないのか。	養成施設が、入学の際に必要なものとしている場合は、どちらも該当します。
現在アルバイトで働いている留学生に対し、これから奨学金を出す場合であっても補助金の対象となるか。	申請年度中に奨学金を出す予定であれば、対象となります。
当該留学生をどのように探せばよいか。	介護福祉士養成施設や日本語学校に対して、依頼する方法が考えられます。県内の養成施設については、以下URLから一覧をご覧ください。 福岡県指定の養成施設： https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/youseishisetsu.html 九州厚生局指定の養成施設： https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/yousei0.html
留学生が施設に就職することが決まらないと、本事業の対象とならないのか。	この補助金の対象は、介護福祉士養成施設に在学する留学生であるため、施設への就職は条件としておりません。留学生に対して、奨学金を貸し付けるのであれば本事業の対象となります。
社会福祉法人が、保証人に対しリスク面での支援等を行う制度はあるか。	県でそういった支援は行っておりません。
対象経費は学費、生活費、住居費等あるが、すべての項目を対象としていいのか。それとも、項目数に限りはあるのか。	制限はありません。
日本語学校の留学生は対象外か。	介護福祉士養成施設に入学することを前提として、日本語学校に入学した場合に、その学費等も対象にすることができます。
給付及び貸付の相手は県内に所在する外国人留学生でなくてもよいか。	想定はしておりませんが、申請を希望される場合は県に相談ください。
介護福祉士養成施設に在学している留学生をアルバイトで雇って、当該留学生に卒業後奨学金を給付・貸与した場合は本事業の対象か。	介護福祉士養成施設卒業後は、本事業の対象外です。
対象経費の拠出時期と申請方法を知りたい。	交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日にかかる費用を拠出します。申請方法については別紙実施要領をご覧ください。
居住費などの生活費の算出方法を知りたい。	民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費としていますが、具体的な対象経費や算出方法については、各施設で定める貸与規定で明らかにしておくという対応が考えられます。
入学の際の渡航費は入学準備金の対象か。	対象外です。